

広報かわば

2024

4

No. 583



CONTENTS

令和6年度一般会計予算	2
村の情報ページ	4
川場フォト通信	10
情報ひろば	14

一般会計当初予算37億7千万円の使いみち 役場庁舎建設事業の完了により 予算額が減額となりました

むらづくりの基本となる令和6年度当初予算が3月の定例議会で成立しました。

令和6年度予算は一般会計が37億7,187万円で、前年比マイナス10.8%、金額にして4億5,768万8千円の減額となりました。減額の主な要因は、令和2年度から始まった役場庁舎等建設事業が令和5年度をもって完了し、建設工事費等が減額となったことが挙げられます。

一方で、今年度は、令和7年度開校予定の小中一貫校建設事業にかかる費用をはじめ、住民サービスに関わるシステムを全国の標準的な仕様に合わせ改修するための費用を増加計上しています。

限りある財源を有効に活用し、今後も活力のある村として発展できるよう、事業運営を行ってまいります。

〈歳入〉

依存財源が微減

村の収入である「歳入」は自主財源（村で独自に用意するお金）と依存財源（国・県から交付されるお金等）に分かれます。村全体の予算のうち依存財源の割合は64.2%となり、前年度と比較すると5.5ポイント減少しました。

歳入の約6.5割近くを、国や県から交付されるお金等に頼っていることとなります。その中でも歳入の31.7%を占める地方交付税は11億9,700万円を見込んでいます。

村債は将来性のある事業に充てるため発行

村債は臨時財政対策債（後に返済額の全額が交付税措置される）の400万円と、小中一貫校増改築事業等に充当する村債として、学校教育施設等対策事業債3億6,760万円、橋の補修工事に充当する公共事業等債1,410万円等を予定しています。

村では国、県の補助事業を積極的に活用し、できる限り村の負担を少なくするよう努めています。しかしながら、むらづくりを行っていくうえでは村独自の事業も実施していかなければなりません。村の貯金である財政調整基金や、用途に即した各基金を取り崩して活用し、今後も計画された事業を検証しながら財政運営を行っていきます。

〈歳出〉

各種施設整備の実施

施設整備については少子高齢化や人口減少といった社会情勢に目立った変化が見られない状況が続いており、村としても歳入の確保が難しいなか、計画的な事業運営が求められています。

今年度は、令和5年度から開始した小中一貫校増改築事業を引き続き実施します。また、補修が必要な橋の工事や小規模農村整備事業等のその他土木事業についても、限られた財源を配分し実施していきます。

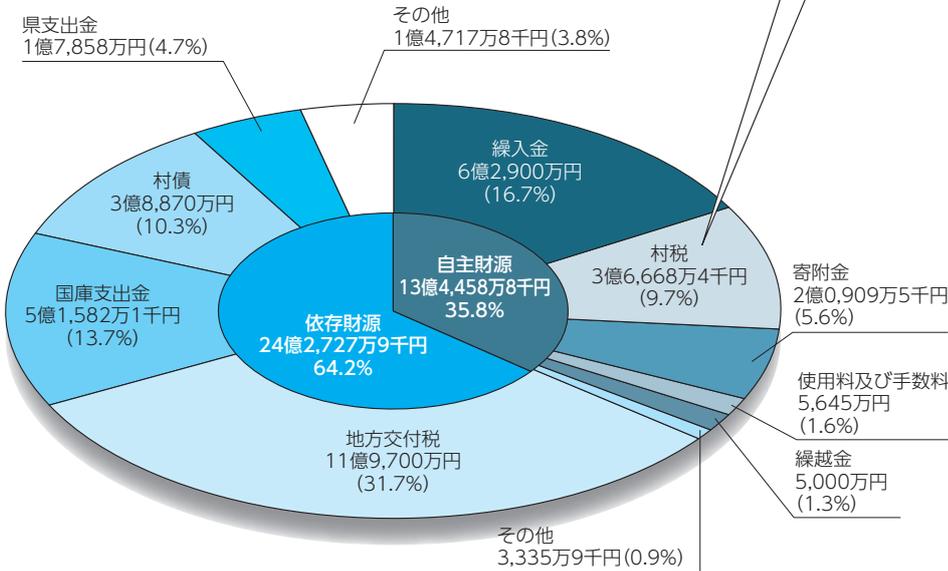
住民生活のための有効活用

福祉医療分野や各種健康保険事業をはじめ、下水道整備事業等の住環境整備や道路整備など住民生活に直接関係する諸事業にも例年同様の予算配分を行っています。

この他、デジタル田園都市国家構想交付金の対象となるデジタル化推進のための事業、観光プロモーション、移住促進イベント等の費用も予算計上しています。

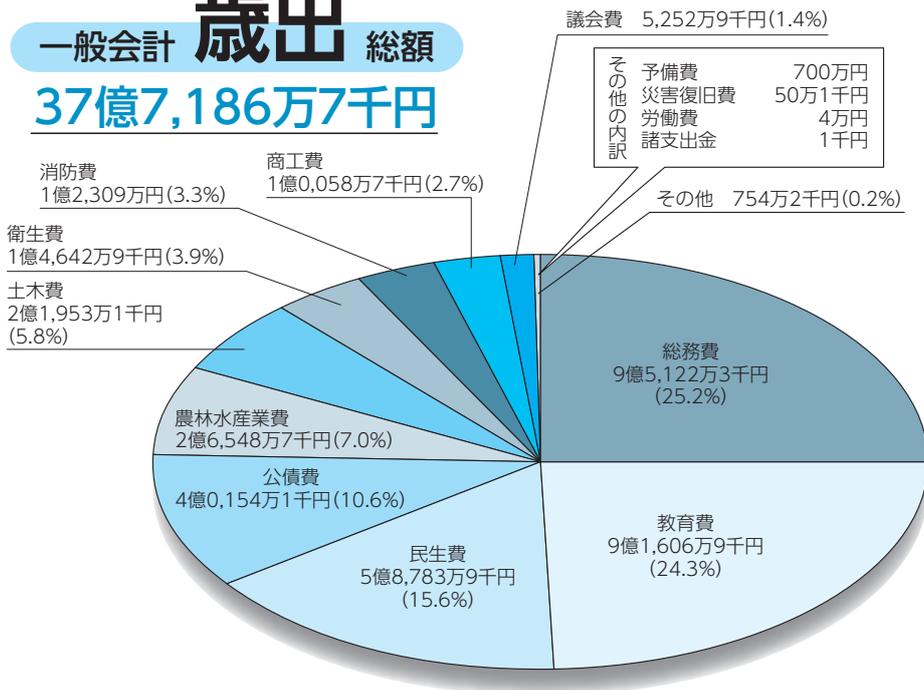
一般会計 歳入 総額

37億7,186万7千円



一般会計 歳出 総額

37億7,186万7千円



財服用語の説明

◆繰入金

村の基金(預金)から繰り入れたお金

◆地方交付税

地方公共団体が行う業務を、すべての市町村が同じように行えるようにするために、ある一定の基準で国が市町村に交付するお金

◆国庫支出金・県支出金

国や県から特定の事業に対して支給されるお金

◆村債

必要な財源を調達するために村が借るお金

◆臨時財政対策債

元利償還金(村が返さなければならないお金)の全額が後年度に交付税算入されるメリットのある地方債

特別会計の予算

- 国民健康保険事業 4億4,240万8千円
- 介護保険事業 4億8,294万円
- 後期高齢者医療事業 1億 210万7千円

公営企業会計の予算

水道事業、下水道事業は令和6年度から公営企業会計を適用します。公営企業会計では複式簿記を用いることにより、経営状況がより正確に把握できるようになり、効率的な事業運営につながります。

- 水道事業
 - 収益的収入 6,753万7千円
 - 収益的支出 8,312万円
 - 資本的収入 1,840万円
 - 資本的支出 1,371万8千円

- 下水道事業
 - 収益的収入 1億 653万1千円
 - 収益的支出 1億7,506万7千円
 - 資本的収入 1億2,035万1千円
 - 資本的支出 1億 658万1千円

村民一人が負担する税金
120,185円

村民一人に使われるお金
1,236,272円

内訳

- 総務費 311,774円
- 教育費 300,252円
- 民生費 192,671円
- 公債費 131,610円
- 農林水産業費 87,016円
- 土木費 71,954円
- 衛生費 47,994円
- 消防費 40,344円
- 商工費 32,969円
- 議会費 17,217円
- その他 2,472円

人口 3,051人
(令和6年2月末現在)

村民と行政のパイプ役

地区役員の新たな顔ぶれ

令和6年度の区長さんをはじめ各役員の皆さんをご紹介します。村民と行政のパイプ役として1年間よろしくお願ひします。

	門前	谷地	川場湯原	中野	萩室	立岩	生品	天神
区長	細谷 治	吉野 賢	角田 明大	横坂 隆司	後藤 昌弘	保坂 恒男	千木良澄夫	高橋 功
区長代理	松井 清一	関 真一	今井 中	横坂 史郎	角田源太郎	小林 幸夫	木村 忠一	高井喜美雄
衛生員	栗原 達也	澤口さつき	角田 貴幸	辻田 洋介	外山 春雄	田中 俊男	戸部 善積	宇津野恵一郎
農事組合長	信澤 幸治	高山 武男	入澤 洸太	片桐 寿	外山 友子	根岸 茂男	小林 巧	和田 広幸
体育レクリエーション委員	星野 悟 齊藤 太郎	戸丸 新次 吉野 篤	久保田勝利 今井 崇之	宮田 康明 吉野 淳一	角田 雅人 高井 隆司 外山 清隆 川田 忠	宮内満太郎 小林 敏幸	小菅 隆夫 星野 英明 新木 節子	宇津野恵一郎 宮川 陽治

令和6年度 健(検)診の体制が大きく変わります

健康福祉課 健康保険係(直通☎25-5074 内線165)

令和6年度より、特定健診や後期高齢者健診等と同日に、胃がん・大腸がん検診が受診できるようになります！

例年、6月頃に実施していた特定健診等と8月頃に実施していた胃がん・大腸がん検診が同日に受診できるようになりました。年に1回は、自身の健康状態を知るために健(検)診を積極的に受けましょう。

【特定健診・後期高齢者健診・結核・肺がん・前立腺がん・胃がん・大腸がん検診】

月 日	受付時間	対象地区	会 場
6月24日(月)	午前 7:30 ~ 10:30	門前・天神	門前集会場
7月 1日(月)		谷 地	谷地多目的集会施設
7月 8日(月)		川場湯原	川場湯原集会場
7月10日(水)		中野・萩室・立岩	萩室集会場
7月19日(金)		生 品	生品多目的集会施設
7月21日(日)		全地区	川場村保健センター

個別検診：6月～12月に契約医療機関で受診できます。

令和6年度より、子宮頸がん・乳がん検診は2年に1回の受診になります！

国のがん検診指針において、がんの特性等を考慮し、実施回数について「原則2年に1回行うこと」を規定しています。そのため、川場村でも令和6年度より子宮頸がん・乳がん検診が2年に1回の受診となります。

【対象者】

子宮頸がん検診：20歳以上の偶数年齢の方
乳がん検診：40歳以上の偶数年齢の方

【日程】

月 日	受付時間	対象地区	会 場
9月 6日(金)	午後 0:30 ~ 2:00	全地区	川場村 保健センター
9月11日(水)			
9月26日(木)			

個別検診：9月～12月に契約医療機関で受診できます。

ご不明点等ございましたら、健康福祉課健康保険係までお問い合わせください。

令和6年度・令和7年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされています。令和6・7年度の保険料率は、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和6年第1回定例会（令和6年2月13日開催）において改正条例が可決され、次のとおり決定しました。

1. 後期高齢者医療保険料率の改定

〈令和4・5年度〉		〈令和6・7年度〉	
均等割額	45,700円	均等割額	49,100円
所得割額	8.89%	所得割額*1	10.07%
賦課限度額	66万円	賦課限度額*2	80万円

出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者負担率の見直しに伴う負担を抑えるため、以下のとおり激変緩和措置が講じられます。

※1 旧ただし書き所得（前年中の総所得金額等－基礎控除額）が58万円以下の被保険者は、令和6年度に限り9.36%とする。

※2 令和6年4月1日前に資格取得した被保険者及び障害認定を受けて資格取得した被保険者は、令和6年度に限り73万円とする。

○保険料率の引き上げについて

後期高齢者医療給付費は、自己負担を除いた部分を、国・県・市町村からの負担金で約5割、現役世代からの支援金で約4割、残りの約1割を保険料によりまかなわれています。保険料率は今後2年間に見込まれる医療給付費等の費用と保険料等の収入をもとに算定します。

令和6年度・7年度は、こども・子育て支援の拡充のため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金が導入^(※3)されることや、引き続き団塊の世代の加入により、費用の増加が見込まれます。一方、後期高齢者負担率の見直し^(※4)により、現役世代からの支援金の割合が減少するため、収入の減少が見込まれます。これにより、保険料でまかなうべき割合が増え、保険料率の引き上げになっています。ただし、激変緩和措置により旧ただし書き所得58万円以下の被保険者は、令和6年度に限り軽減した所得割率を適用いたします。

なお、財政収支上生じている剰余金を令和6年度及び7年度の財源として見込み、保険料率の引き上げ幅を抑制しています。

- ※3 子育てを全世代で支援する観点から令和6年4月1日より導入されます。支援割合を出産一時金に係る費用の7%と設定しています。なお、令和6年度・7年度においては、高齢者負担の激変緩和の観点から、負担額を1/2として保険料率の算定を行っております。
- ※4 医療給付費における後期高齢者負担（保険料）の割合で、国が決定します。高齢者医療制度を支える現役世代の負担上昇をできる限り抑えるため、後期高齢者一人当たり保険料と現役世代一人当たり後期高齢者支援金伸び率が同じになるように見直されました。（令和4・5年度11.72%→令和6・7年度12.67%）

【医療給付費（医療費のうち自己負担分を除く）の財源内訳】

←----- 医療給付費 -----→		
保険料 【約1割】	現役世代からの支援金 【約4割】	国・県・市町村からの負担金 【約5割】

後期高齢者負担率

○賦課限度額の改正について

中間所得層の負担軽減を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、賦課限度額を80万円に引き上げました。ただし、激変緩和措置によって令和6年4月1日より前に資格取得した被保険者及び障害認定を受けて資格取得した被保険者は、令和6年度に限り73万円となります。

2. 所得が低い方に対する均等割額の軽減

後期高齢者医療制度の保険料について、令和6年度の均等割額の軽減制度は次のとおりです。経済動向等を踏まえ、5割及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されました。

また、保険料率（均等割額）の変更に伴い、軽減後均等割額が変更になります。

〈令和5年度〉		〈令和6年度〉	
軽減割合	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額で判定します。)	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額で判定します。)	〈改正〉 軽減後 均等割額
7割軽減	$[43万円 + 10万円 \times (年金・給与所得者の数^{※1} - 1)]$ 以下	$[43万円 + 10万円 \times (年金・給与所得者の数^{※1} - 1)]$ 以下	<u>14,730円</u>
〈改正〉 7割軽減	$[43万円 + 10万円 \times (年金・給与所得者の数^{※1} - 1) + 29万円 \times (世帯の被保険者数)]$ 以下	$[43万円 + 10万円 \times (年金・給与所得者の数^{※1} - 1) + 29万5千円 \times (世帯の被保険者数)]$ 以下	<u>24,550円</u>
〈改正〉 2割軽減	$[43万円 + 10万円 \times (年金・給与所得者の数^{※1} - 1) + 53万5千円 \times (世帯の被保険者数)]$ 以下	$[43万円 + 10万円 \times (年金・給与所得者の数^{※1} - 1) + 54万5千円 \times (世帯の被保険者数)]$ 以下	<u>39,280円</u>

※1 「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

- ・ 給与収入が55万円を超える人（給与収入のうち事業専従者給与分を除く）
- ・ 前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ・ 前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

国民健康保険の加入・脱退の手続きは必ず14日以内に！！

健康福祉課 健康保険係(直通☎25-5074 内線162)

国民健康保険の加入・脱退は全て各自の責任で行わなければなりません。

次のような時には、14日以内に役場健康福祉課健康保険係の窓口で手続きをしてください。

◆加入するとき

- 職場の健康保険から脱退したとき
 - ・社会保険等の離脱証明書（職場で発行してくれます。）
- 他の市町村から引っ越してきたとき
 - ・転出証明書

◆脱退するとき

- 職場の健康保険に加入したとき（職場の保険証が出来るまでの間に国保の保険証を使用しないでください。）
 - ・加入した職場の保険証
 - ・国保の保険証
- 他の市町村に引っ越すとき（転出予定日以降に川場村の国保の保険証を使用しないでください。）
 - ・国保の保険証

※資格喪失後に川場村の保険証を使って受診した場合は、川場村が病院等へ支払った診療費を返還していただく場合があります。

◆村外の学校に修学される時（国保に加入されている人）

- 大学や専門学校に修学するために引っ越しをするとき
 - ・在学証明書（入学前は合格通知書・入学許可書の写し）
 - ・国保の保険証

■共通して必要なもの

- ・個人番号カード（もしくは「通知カード」と「本人確認書類」）
- ・外国人の方は、在留カードとパスポート

★マイナ保険証について

現在の保険証は令和6年12月2日以降廃止となり、廃止日以降マイナ保険証の利用登録がされておらず、有効期限が切れる方へは「資格確認書」を交付します。

（7月31日切替の令和6年度保険証の一斉更新は、今までどおり行います。）

マイナ保険証には下記のようなメリットがありますのでお早めに保険証の利用登録をお願いします。

- ・データに基づく最適な医療が受けられる。
- ・限度額適用認定証等がなくても、高額医療費の限度額を超える支払いが免除される。

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

健康福祉課 福祉係(直通☎25-5074 内線169)

◎児童扶養手当

児童扶養手当は、父子・母子家庭などを対象に支給されます。申請方法など詳しいことはお問い合わせください。

▶支給対象

次のいずれかの条件を満たす児童(満18歳の3月31日まで)を育てている父・母や親族など

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童（海難事故等により）
- ⑤父または母が1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧父・母ともに不明である児童（孤児等）
- ⑨父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

▶対象外となる場合

- ①所得が限度額を超えている
- ②児童が児童福祉施設に入所している など

▶資格喪失

婚姻した、または婚姻届を出さなくても、事実上の婚姻関係（異性との同居や定期的な訪問・生活費の援助を受ける）となった場合

※受給資格がなくなったのに、届出をしないまま手当を受けていると、資格がなくなった月の翌月分以降の手当を「全額返還」していただきます。

◎特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、心身に障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母に代わって児童を養育する人が対象です。

▶対象となる児童の障害程度

- 1級：身体障害者手帳1.2級程度の身体障害、療育手帳の判定がA程度の知的障害、または精神障害者保健福祉手帳1級程度の精神障害
- 2級：身体障害者手帳3級程度の身体障害、または日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障害もしくは精神障害
（身体障害者手帳の等級はあくまでも目安です。また、手帳を所持している必要はありません。）



児童手当制度について

健康福祉課 福祉係(直通☎25-5074 内線168)

児童手当制度は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

支給対象児童 日本国内に住所を有する中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童

支給対象者 川場村に住所を有し、手当の対象となる児童を養育している方で、生計を同じくする父母（養育者を含む）のうち、生計を維持する程度の高い方（原則所得の高い方）。

手当額

児童一人当たり月額

区分		所得制限未満（児童手当）	所得上限未満（特例給付）	所得上限以上
3歳未満		15,000円	5,000円	支給されません
3歳以上小学校修了前	第1子・第2子	10,000円		
	第3子以降	15,000円		
中学生		10,000円		

※「第3子以降」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある児童を数えます。

所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額	所得上限限度額	扶養親族等の数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	622万円	858万円	3人	736万円	972万円
1人	660万円	896万円	4人	774万円	1,010万円
2人	698万円	934万円	5人	812万円	1,048万円

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が70歳以上の同一生計配偶者または、老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

支給月

6月、10月、2月の各月5日（土・日・祝日の場合は前営業日）に、支給月の前月分までの手当を受給者（保護者）の口座に振込みます。

認定請求

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合や手当額が増額となる場合は申請が必要です。（公務員の方は勤務先に申請してください。）

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合は、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

新たに受給資格が生じたとき・・・認定請求書

【認定請求に必要なもの】

- ・請求者名義の預金通帳
- ・健康保険被保険者証（国民健康保険の方は不要）
- ・マイナンバー記載の書類（請求者、配偶者等）

※必要に応じて提出していただく書類がありますので、事前にお問い合わせください。

現況届

現況届は、毎年6月1日における状況を確認し、手当を引き続き受給する要件を満たしているかどうかを審査する更新の手続きです。令和4年度から現況届の提出が原則不要となりましたが、引き続き現況届の提出が必要な方には、5月末に現況届を送付しますので、必要事項を記入して必ず提出してください。提出していただけない場合は、6月分以降の手当が支給できませんのでご注意ください。

その他手続きが必要なとき

- ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき
- ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ・養育する児童が減ったとき、またはなくなったとき
- ・児童と別居することになったとき など

～お子さんが生まれたら申請を忘れずに！～

川場村子育て支援金

健康福祉課 福祉係(直通☎25-5074 内線168)

川場村では次代を担う子どもたちが健やかに成長し、地域社会の活性化に寄与することを目的に支援金が支給されています。

○支給条件

- ・川場村に住所を移し、6ヶ月以上居住している方
 - ・村税等の滞納がない方
- お子さんを養育していて、上記の項目すべてに該当する方に支給しています。

○支給額

出生時	第1子・第2子	200,000円
	第3子	300,000円
	第4子	500,000円
	第5子以降	1,000,000円
小中学校入学時		50,000円

子宮頸がん予防接種の キャッチアップ接種について ～接種がお済みでない方はお早めに！～

健康福祉課 健康保険係
(直通☎25-5074 内線165)

現在、子宮頸がん予防接種の接種勧奨が差し控えられていた期間に定期接種の対象で、接種の機会を逃した方々に、公費での接種（キャッチアップ接種）を実施しております。

キャッチアップ接種の実施は令和6年度末までの限られた期間となりますので、希望される方はお早めの接種をご検討ください。

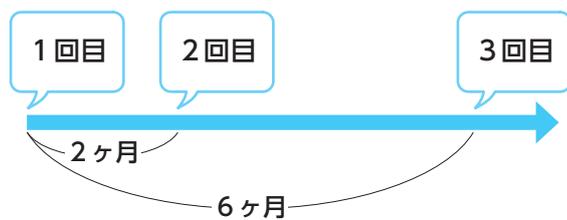
対象者

平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの方

接種期間

令和7年3月31日まで

一般的な接種スケジュール



※決められた間隔で3回接種します。3回目の接種完了までに**最低6ヶ月**の期間がかかりますので、お早めの接種をおすすめいたします。

川場村若年がん患者在宅療養支援事業

健康福祉課 健康保険係
(直通☎25-5074 内線165)

川場村では、40歳未満の若年の末期がん患者が、住み慣れた自宅等で自分らしく過ごせるよう、在宅療養に必要な費用を一部助成します。

対象者

- ①川場村に住所があり、サービス利用時に40歳未満の方
- ②医師から、回復が難しい状態であると判断された在宅療養を行う末期がん患者
- ③他の公的支援制度により、同様のサービスを受けることができない方

対象サービスおよび受給額

在宅療養をするうえで必要となるサービス利用料のうちの9割を県と村で負担いたします。

ただし、利用料の上限額は以下の通りです。0～19歳で、他の公的支援制度を受給していない場合は、20～39歳の欄に掲げるサービスを受給することができます。

対象サービス	0～19歳	20～39歳
訪問介護 (身体介護、生活援助、 通院等乗降介助)	50,000円/月まで	80,000円/月まで
訪問入浴介護		
福祉用品貸与	小児慢性特定疾病 日常生活用具給付	50,000円/月まで
福祉用具購入		
介護支援専門員による事務所の紹介・調整等にかかわる費用	10,000円/月まで	

申請

利用を希望する対象者またはそのご家族は、健康福祉課 健康保険係で申請をしてください。

がん患者さんの医療用ウィッグや 補正具の購入費用を一部助成します

健康福祉課 健康保険係(直通☎25-5074 内線165)

がんで闘病される村民の方の心理的・経済的負担を軽減するとともに、療養生活・社会生活の質の向上を支援することを目的として、医療用ウィッグや補正具の購入費用を一部助成します。

<助成条件> 以下の条件を満たす村民の方で、補正具購入から1年以内であること。

- ・補正具を購入した日、及び申請の日において、本村に住所を有する者
- ・がんと診断され、その治療を受けた者または現在治療を受けている者
- ・がん治療に伴う頭髮の脱毛、乳房の切除等により、補正具を必要としている者
- ・村税の滞納がない者

<助成金額> 医療用ウィッグ：上限3万円
乳房補正具・その他医療用補正具：上限2万円

<必要提出書類>

- (1)がん治療を受けた、又は現に受けていることを証する書類（診療明細書、治療方針計画書等）
- (2)補正具の購入年月日及び購入金額が確認できる領収書等の写し

<申請方法> 健康福祉課 健康保険係で申請をしてください。

川場村交通安全協力会「チャイルドシート購入費補助金交付事業」

総務課 財政係(代表☎52-2111 内線126)

対象者

- 川場村に住所を有する方
- ※補助金の交付を受けることができる台数は、乳幼児1人につき1台とし、その申請回数は1回とします。

補助金交付対象となるチャイルドシート

- 国土交通省の認証マーク入りのもの

補助金の額

- チャイルドシート1台につき、その購入額(消費税を含む)に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額)とし、5,000円を上限とします。

申請場所

- 総務課窓口

申請時に必要なもの

- 領収書(商品名、受領者名、金額、購入年月日及び購入店名の記載のあるもの)の写し
- 品質保証書の写し
- 振込先金融機関がわかるもの(金融機関名、支店名、口座番号)

川場村任意予防接種費用助成について

健康福祉課 健康保険係(直通☎25-5074 内線165)

感染症の蔓延や罹患による重症化予防、接種費用負担軽減を目的に、希望者に対し任意の予防接種費用の助成を行います。

助成対象の予防接種

	高齢者肺炎球菌	带状疱疹	風しん	おたふくかぜ
ワクチン	23価ワクチン	生ワクチン 不活化ワクチン	MRワクチン 風しんワクチン	おたふくかぜワクチン
対象 (※)	定期予防接種対象外の 65歳以上の方	50歳以上の方	・妊娠を希望している女性または パートナー ・妊娠中の女性のパートナー	・1歳～2歳 ・小学校入学前の1年間
助成額	4,000円	生：5,000円 不活化：10,000円	5,000円	7,000円
助成回数	1回	生：1回 不活化：2回	1回	各1回
申請方法	役場窓口で事前申請			事前申請不要 医療機関を予約し、接種を受けてください。

※上記の対象者は、過去に村の助成を受けたことがない方に限ります。

実施場所 利根沼田管内の予防接種実施医療機関
(利根沼田地域以外の医療機関で接種を受ける場合は、事前にご相談ください。)

●骨髄移植等の理由による定期予防接種ワクチン再接種費用助成

20歳未満で、骨髄移植手術などの医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できず、再接種が必要であると医師に診断された人を対象に、定期予防接種ワクチンの再接種にかかる費用を助成します。

戸籍証明書等の広域交付が始まりました

住民課 住民係(直通☎25-5073 内線153)

令和6年3月1日から、本籍が川場村以外にある方でも、川場村役場で戸籍証明書等を取得することができるようになりました。これにより、本籍地が遠くにある方でも、全国どこの市区町村の窓口で請求できます。※広域交付の郵送請求はできません。

広域交付の対象となる戸籍証明書

戸籍証明書の種類	手数料	
戸籍全部事項証明書	1通	450円
除籍全部事項証明書		750円
除籍謄本(改製原戸籍謄本を含む)		750円

広域交付の対象にならない戸籍証明書

以下の証明書は、本籍地にご請求ください。

- ・戸籍一部事項証明書、戸籍個人事項証明書
- ・除籍一部事項証明書、除籍個人事項証明書
- ・除籍抄本
- ・再製原戸籍
- ・改製不適合戸籍
- ・戸籍の附票

広域交付で戸籍証明書を請求できる人

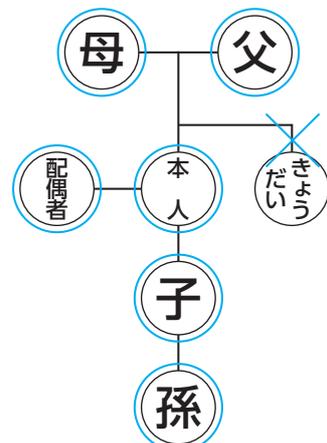
- ・本人
- ・配偶者
- ・父母、祖父母等(直系尊属)
- ・子、孫等(直系卑属)

※兄弟・姉妹は請求不可

※法定代理人、委任状による代理人請求は不可

注意事項

必ず窓口に来られる際は、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーなど写真付きの身分証明書)をご持参ください。



仰げば尊し ～卒業式～

3月13日(水)に川場中学校、25日(月)に川場小学校で卒業式が行われ、たくさんの思い出を胸に学び舎を巣立ちました。4月からは新しい環境で、それぞれの生活が始まります。これまでの学びを活かして新たな道を歩んでいってください。



中学校



小学校



信澤施設長(左)と富澤副施設長(右)

特別養護老人ホーム「川場春光園」に御下賜金

毎年、天皇誕生日に際し、天皇陛下から、社会福祉事業の推奨のため、優良な民間社会福祉事業施設・団体に贈られる「御下賜金」の対象に、本県から川場春光園が選ばれました。

川場春光園は昭和52年に創設・開設以来、当法人の長年にわたる地域の高齢者福祉における貢献はもとより、介護の職場環境の改善、地域への積極的な協力や介護の仕事の魅力を伝える取組も行い、介護人材の育成等への貢献を評価され下賜されることとなりました。

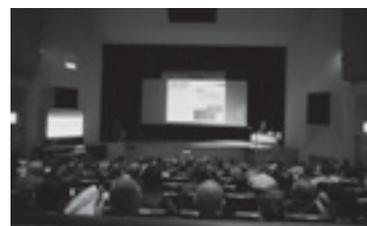
川場湯原環境整備委員会が事例発表

～多面的機能支払情報連絡会 in 利根沼田開催～

2月14日(水)川場村文化会館ホールにて、群馬県多面的機能支払情報連絡会 in 利根沼田が開催され、利根沼田管内の組織から約150名が集まりました。川場村からは川場湯原環境整備委員会が、第1部の活動組織事例発表で発表を行い、第2部では他市町村組織とパネルディスカッションを行いました。多面的機能支払交付金事業とは、農地・水路など農業者、非農業者が共同で地元のエリアを保全管理する活動です。川場村内では、川場湯原を含め8つの組織が取り組んでおり、多くの村民のみなさんが関わる、大きな事業です。日頃の活動に感謝申し上げます。



発表する入澤委員長



多くの方が集まりました

「世界からのメッセージ～平和と命の大切さ～」

3月9日(土)、川場村文化会館において村民文化講演会が開催されました。今年度は、「世界からのメッセージ～平和と命の大切さ～」と題して戦場カメラマン・フォトジャーナリストの渡部陽一さんに御講演いただきました。

渡部さんには自身が撮影した写真とともに、身振り手振りを交えながら、戦争が生み出す悲劇が人権を奪っていく様子を語っていただき、遠い異国の戦争と人権を深く考えるきっかけをいただきました。

また、戦場カメラマンになろうと思ったきっかけや、現地での食事など普段は聞くことのできないお話も伺うことができ、大盛況のうちに終了することができました。



川場スキークラブジュニアレーシングが活躍

北関東ユース群馬大会・小学生総体・スポーツ少年団交流大会等が県内各地のスキー場で行われました。残念なことに雪不足で赤沢大会が中止となりましたが、それぞれの大会で子どもたちが優秀な成績を収めました。この一年でどの子ども素晴らしい成長が見られました。来シーズンに向けて頑張りますので応援してください。また、スキーに興味のある小中学生はお気軽にお声がけください。

大会成績

○鹿沢ユース大会

K 1男子 (5・6年大回転) 第5位 星野 太郎
K 1男子 (5・6年回転) 第4位 星野 太郎

○北関東ユース戸倉大会

K 1男子 (5・6年大回転) 第6位 星野 太郎

○北関東ユース宝台樹大会 (回転)

A男子 (1・2年) 第6位 関 叶翔

○小学生総合体育大会 鹿沢 (大回転)

1年女子 第4位 小林 美月
1年男子 第3位 佐藤瑛二郎
3年女子 第4位 小林 あこ
3年男子 第3位 星野 次郎
第4位 太田 橙吾
第5位 佐藤優之介
第6位 古澤 貴史
4年男子 第6位 神保 樂寿

○スポーツ少年団スキー交流大会 鹿沢 (大回転)

A女子 (1・2年) 第4位 小林 美月
A男子 (1・2年) 第5位 関 叶翔
第9位 佐藤瑛二郎
B男子 (3・4年) 第6位 太田 橙吾
第7位 星野 次郎
第8位 佐藤優之介
第10位 神保 樂寿
K 1男子 (5・6年) 第5位 星野 太郎

※星野太郎君が群馬県代表としてジュニアオリンピックに出場します。



赤十字救援車が配備されました (日本赤十字社群馬県支部より寄贈)

災害救護用の車両「赤十字救援車」が、2月に日本赤十字社群馬県支部より寄贈されました。

日本赤十字社群馬県支部では、災害救護体制の充実強化のため計画的に県内の地区区分(市町村)に救援車やAEDなどを配備しており、赤十字活動や地域福祉の推進に役立てられています。

これらは、毎年5月に村民の皆さんから頂いている日本赤十字活動資金、事業所や個人からの寄付金などが、費用の一部となっています。

今後も、赤十字活動や地域福祉の推進を円滑に図るため、救援車を役立てていきます。



「住み慣れた家で安心して暮らせる村」

かわたんふれあい
cafe

あれ☕それ だより

意外に多い川場村?! 転倒、骨折! 転ばぬ先の「予防」してませんか

川場村では転倒骨折による医療費が他市町村より高いデータとなっています。

●要介護者の有病率データ

	川場村	群馬県	全国
糖尿病	17.6%	23.8%	24.3%
高血圧症	58.6%	54.5%	53.3%
脂質異常症	24.4%	30.1%	32.6%
心臓病	67.4%	61.1%	60.3%
脳疾患	32.0%	23.3%	22.6%
がん	7.4%	10.0%	11.8%
筋・骨格	56.7%	52.9%	53.4%
精神(認知症)	42.4%	37.4%	36.8%
アルツハイマー病	25.9%	18.4%	18.1%

転倒によるケガや骨折などは要介護状態になるリスクが高く、全身の機能低下を招く大きな要因です。住み慣れた家でいつまでも安心して暮らしたい方や転倒予防をしたい方などは、ぜひお住まいの地区サロンへ参加してませんか。リハビリ専門職、保健師等が出張し、転倒予防の話しや運動を行います。サロン開催地区の民生委員のご協力をいただき、年に2回地区サロンにて開催いたし

ます。日程等のお問い合わせは地区の民生委員、詳細等のお問い合わせは担当までご連絡ください。

健康福祉課健康保険係 担当加藤 直通☎25-5074
地域包括支援センター 担当小林 包括☎50-1425

～あなたの権利を守る～ 川場村成年後見センターが設置されました

3月18日(月)川場村庁舎にて第1回成年後見センター運営協議会が開催されました。運営委員として三士会(弁護士、司法書士、社会福祉士)、障がい、医療、介護分野の代表者への委嘱状が交付されました。川場村成年後見センターは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方の権利を尊重し擁護することにより、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度を円滑に利用できる支援をするための機関です。今後の生活、財産管理、契約等の不安などがありましたら、担当までご相談ください。

健康福祉課福祉係 担当小菅【障がい】☎25-5074
地域包括支援センター 担当井上【高齢】☎50-1425



川場中1年生、認知症サポーター養成講座in福祉体験

3月7日(木)、川場中1年生を対象に福祉体験の一環として認知症サポーター養成講座を行いました。認知症基礎知識を学んだり、認知症疑似体験を体感しました。講座の最後に修了証を交付し認知症サポーターの仲間入りをしました。真剣な表情で認知症について学ぶ1年生の姿は、川場村の大きな財産となるでしょう。ぜひ皆さんも心の支えとなる認知症サポーターになりませんか。講座ご希望の方は担当までご連絡ください。

問合せ・申込先 川場村地域包括支援センター ☎50-1425
担当 認知症地域支援推進員 井上



令和6年度

3月のかわたんふれあいカフェの様子

県消費者センター出前講座「高齢者の悪質商法被害」について、カフェに来られた方々と学びました。消費者センターの担当の方から、「契約」とは「クーリングオフとは」「お金は返ってくる?こない?」など身近で起きている被害も交えながら断り方も教えてもらいました。川場村でも高齢者の宅へ「訪問買い取り」や「屋根修理」など多くの被害報告があがっています。カフェでは、相談なども随時受け付けておりますので、お気軽にお越しください。



川場村地域包括支援センター ☎50-1425

かわたんふれあいカフェ、
始まります!

4月17日(水)

9:30~11:30 保健センター

○給茶、交流などご協力いただけるボランティアさんお待ちしています
※年間予定表は役場、保健センター、診療所、郵便局などに配置されております。



「川場村むらの学習館」内の学習室にて学習したり資料を閲覧したりできます。積極的にご利用ください。

開館時間

月・火・土・日
午前10時～午後6時
水・木・金
午前10時～午後9時

休館日

- ・ 祝日
- ・ 年末年始

※詳細は、「川場村むらの学習館」にお問合せください。
代表番号 ☎52-3458



●休館日カレンダー●

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

○印がお休みです

川場村スポーツクラブからのお知らせ

令和6年度（前期）の予定です。人気の教室や新しい教室も加わりましたので是非ご参加ください。時間と開場が変更になる場合がございます。

4月～

- 食とこころの専門家による健康教室
～春のデトックス～（4月26日 19：30～ kawaba BASE交流ホール）

5月～

- ヨガ教室（5月10、17、24、31日、6月7日 19：30～ 武道場）

6月～

- ズンバ教室（6月14、21、28日、7月5、12日 19：00～ 武道場）

7月～

- 食とこころの専門家による健康教室
～夏バテ・熱中症対策～（7月5日 19：30～ kawaba BASE交流ホール）
- 尾瀬国立公園ハイキング（7月27日 9：00～ 尾瀬国立公園）

8月～

- かけっこ教室（8月18日 9：00～ 川場小学校校庭）
- 男性のためのメタボリック解消教室（詳細未定 kawaba BASE交流ホール）

9月～

- スローエアロビック教室
（9月6、13、20、27日、10月4日 19：30～ 武道場）

※各教室別途チラシを配布いたします

【お問合せ】

NPO法人 川場村スポーツクラブ 川場村武道館内（祝休館）
☎0278-25-3549

※川場村指定ゴミ袋の販売やコピーサービスもしております。

地域おこし協力隊

渡部

春の暖かさを待ち、未だにコタツムリな渡部です。

さて、渡部の地域おこし協力隊任期終了まで残り1年を切りました。川場村に来てから約1年9ヶ月、沢山の経験をしました。かわば森と未来協議会事務局として、学生ワークショップや村内イベントの企画・運営、むらづくり振興課として、ふるさと納税業務を通し沢山の事業者との繋がりが川場まつりなどの村内行事の運営、プライベートでは、昨年武尊山に登ることができました。

村内イベントでは、渡部が大学生の時に参加したイベントを今度は自分の後輩にあたる大学生を迎え入れる立場に代わりました。恩師や大学時代一緒に参加していた友人と川場村を通し繋がることができ、ちょっと感動的です（笑）

残り1年、地域おこし協力隊として最後の年、何が残せるのか分かりませんが精一杯頑張りますので応援よろしくお願いします！まずは、卒業後の居住探しと仕事ですね（笑）

PS.掲載している写真は、大学時代の友人と一緒にイベントを手伝いに川場村へ来てくれた際に撮った写真です。



鳥羽

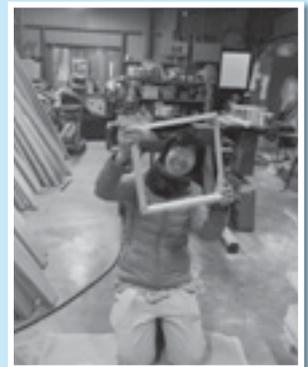
(美)

こんにちは。地域おこし協力隊任期も3月いっぱい終了となりOGとなります鳥羽美奈です。

春らしくなってきたと思ったら雪が降ったりと、まだまだ寒い日も多いですね。気温差が激しいので、体調を崩される方も多いのではないのでしょうか。皆様どうかご自愛ください！

さて、3月の活動報告会でもお話をさせていただきましたが、おかげさまでわたしたち鳥羽家は、太郎地区に住居を購入させていただきました。引越しも無事終わり、これから始まる新たなスタートに心躍らせています♪関わってくださった皆様への感謝の気持ちを忘れることなく、さらに私生活も楽しんでいけたらと思います！

今後は川場村産きらめ樹材を、床材などに加工し、セルフリフォームを進めていきます。きらめ樹材は天然乾燥のため香りがとても良く、森林浴のような気分が味わえます。まだ先の話にはなりますが、完成した際には是非お立ち寄りください😊



令和5年度 川場村学校教育優良賞受賞者

川場村立川場小学校 (14名)

学年	氏名	対象実績
3	小池 悠愛	令和5年度全国教育美術展 入選
	吉野 菜央	令和5年度全国教育美術展 特選
	萬歳 駿	令和5年度全国教育美術展 特選
6	八木 峻平	令和5年度全日本バンドフェスティバル 銀賞
	田口かん奈	
	堀上 紗希	令和4年度全日本バンドフェスティバル 銀賞
	外山 結愛	令和3年度全日本バンドフェスティバル 銅賞
	松井 陽永	令和5年度全日本バンドフェスティバル 銀賞
	横坂 優愛	令和3年度全日本バンドフェスティバル 銅賞
	吉野 由菜	令和5年度全日本バンドフェスティバル 銀賞
	今井 咲希	令和4年度全日本バンドフェスティバル 銀賞 令和3年度全日本バンドフェスティバル 銅賞 令和5年度県緑化運動ポスターコンクール 銅賞 令和3年度県緑化運動ポスターコンクール 銅賞
	宮田 壮祐	令和5年度全国小学生フェンシング選手権大会 5・6年 男子サーブル 第6位 令和5年度東日本少年個人フェンシング大会 小学生の部 男子サーブル 第6位
	須藤美偉紗	令和5年度全国教育美術展 入選
石井 悠天	令和4年度おのちゅうこう「ふるさと文学賞」小学生 作文の部 最優秀賞 令和3年度おのちゅうこう「ふるさと文学賞」小学生 作文の部 最優秀賞	

川場村立川場中学校 (7名)

学年	氏名	対象実績
3	小林 優雅	令和5年度県総合体育大会ソフトテニス男子 個人第3位 (関東大会出場)
	小林 美月	令和5年度群馬県春季大会ソフトテニス女子 個人第3位
	金子 成	令和5年度群馬県総合体育大会剣道男子団体 敢闘賞 (関東大会出場)
	大津凛太郎	
	田口 大翔	令和4年度税の作文コンクール 群馬県納税貯蓄連合会長賞
	八木稜太郎	
	小林 彩姫	



※ちびっこ広場から
名前変更になりました

川場村内にKubota クリーン 精米機が設置されました

設置場所

ホテル田園プラザ駐車場 (谷地2415-1)
※川場村文化会館南側

設置業者

池田種苗株式会社 様 (渋川市有馬152番地)

☆池田種苗様から、みなさまへのお願い☆

故障した時に、対応にすぐにはかけつけることができません。また、夜間は電話が繋がりません。故障を未然に防ぐために、みなさまに使用上ご注意いただきたいことは、

投入口を間違えないこと

籾殻のまま入れないこと

数年前の古いお米を入れないこと

など丁寧に使っていただきたいとのことです。

また、玄米の投入量が過剰に多いと、設定時間内に米をつき終わらないリスクがありますので、**投入量は適正**をお願いいたします。



かわば森のこども園「森の広場」にお出かけください

実施日 ・土日、祝日を除き、毎日行っています。

但し、8月13日～15日・12月30日～1月6日は行いません。
また、園の行事等で開催されない日もありますので、電話にて確認してください。

利用時間

午前10時～午前11時30分

実施場所

園庭、子育て支援室「森のおうち」を開放します。

申し込み方法

事前申し込みは必要ありませんので、気軽に来園してください。

その他

- ①村民に限らず、お知り合いや親戚の方など、どなたが来ていただいても結構です。
- ②来園した時は、フェンス近くのインターホンで声をかけてください。
- ③絵本の読み聞かせ、手遊び、触れ合い遊びなども行います。
- ④帽子、水分補給用の水筒を各自持参してください。
- ⑤遊ぶ時の約束やお願いなどを載せたプリントを最初に来園した際にお配りしますので、そちらをご覧ください。

こども園では、一年を通して「育児相談」を行っています。実施日については「森の広場」と同じです。

利用時間は、午前10時～午後4時までですが、これ以外も担当がいれば対応します。電話での対応、来園の場合は園の相談室にて行います。

問合せ・申込み先

かわば森のこども園 ☎52-2818 (担当 高梨・布施)

令和6年能登半島地震 災害義援金の報告とお礼

令和6年1月能登半島地震発生後に来庁された皆様からお預かりした義援金を集計いたしましたので、下記のとおり報告いたします。たくさんのご支援ありがとうございました。

お預かりした義援金は、日本赤十字社群馬県支部へ送金し、被災地に送られました。

こちらの義援金については、引き続き役場健康福祉課窓口にて受け付けておりますので皆様のご協力をお願いいたします。

【集計期日】

令和6年1月4日(木)～令和6年3月31日(日)

【義援金総額】

389,872円

春の全国交通安全運動

運動期間 4月6日(土)～4月15日(月)

年間スローガン

家庭でも みんなで語ろう 交通ルール

運動の目的

交通安全思想と正しい交通ルール・マナーの普及・浸透を図り、交通事故を防止する。

運動の重点

- ・子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ・歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ・自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

川場村交通安全協会の

令和6年度 第1回「個人向け普通救命講習会」 参加者募集

利根沼田広域消防本部の「個人向け普通救命講習会」を受講し、心肺蘇生法とAED(自動体外式除細動器)の使用方法を身に付けましょう。

※費用は無料で、受講者には講習修了証が交付されます。

開催日時

令和6年5月12日(日)

午前9時から12時まで(8時30分から受付開始)

開催場所

利根沼田広域中央消防署(沼田市高橋場町2049-1)

定員

10人

申込方法

消防署へ電話でお申し込みください。

申込期間(第1回個人向け普通救命講習会)

4月11日(木)から開催日前日までとし、定員になりしだい締め切りますので、お早めに申し込みください。

問い合わせ

詳しいことは中央消防署(☎24-1734)にご連絡ください。

短歌

夜明け前うちわたいこ団扇太鼓の音響き

四年ぶりなる春駒祭り新かな

桑原 謙一

二月にがつじん尽福寿草の花ひろがりて

想ひ起こすは去年の株分け

新木 節子

休日のナイタースキーの人疎ら

動くりフトをさみしく照らす

戸部 信雄

車からいつも眺むる母の部屋

あの窓の中母なにしをる

井上 許子

冷えびえと風吹き渡る桜木の

竹の支柱の虎落うり笛聞く

瀧田 茂子

耳とほくなりたる友が真顔にて

わがイヤホンを補聴器かと言ふ

今井恭三郎

4月健康ガイド

子育てサロン

4月11日(木) 10時～12時

対象 乳幼児と保護者

りんご広場

4月16日(火) 9時30分～11時30分

対象 乳幼児と保護者

やんちゃクラブがリニューアル!
お子さんと一緒にたくさん遊びましょう!
様々な専門職による子育て相談も随時受け付けます。



場所：下記は全て保健センター 問合せ：健康福祉課 健康保険係(直通番号☎25-5074)

乳児健診

4月23日(火) 13時30分～14時受付

対象 令和5年3・4・6・7・8・9・
10・11・12月
令和6年1月生まれ



4月の主な行事予定

1日(月)	こども園入園式
2日(火)	区長初会議
3日(水)	分団長初会議
4日(木)	交通指導員初会議
8日(月)	小・中学校入学式
10日(水)	農業委員会総会
26日(金)	雨乞山山開き

今月が納期です

国民健康保険税	過年第1期
学童クラブ保育料	(3月分)
介護保険料	第1期
後期高齢者医療保険料	第1期

納付期限 4月30日(火)



村税の納付について

忘れずに納付しましょう。
口座振替の方は残高の確認をお願いします。
期限までに納付しないときは、延滞金を徴収します。
※延滞金額は納期限の翌日から納付の日までの日数に
応じ、年8.7%（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日
までの期間においては年2.4%）の割合で計算した額。

表紙の写真

3月13日(水)、川場中学校
校で行われた「卒業式」。
無事に式を終え、思い出
の詰まった教室で撮らせて
いただいた一枚です。3年
生の皆さんご卒業おめでと
うございます。



編集後記

昨年度、村民の皆様に支えられながら広報
の編集を行うことができました。ご協力いた
だきましてありがとうございました。引き続
き広報作成にお力添えくださいますよう願
い申し上げます。

いよいよ新年度が始まります。今年度も川
場村の様々な情報をお届けできる広報誌の作
成に取り組んでいきたいと思います。 (株)

人口と世帯

○世帯数	／1,127世帯(±0)
○人	□/3,051人(−8)
令和6年2月末	○男 /1,455人(−4)
現在	○女 /1,596人(−4)

わがやのアイ♡ド♡ル



宮田 頼 くん
令和3年6月17日生／中野

はじめまして!岳です!がっくんっ
て呼んでね!
ニーニとネーネが大好き♡いつも
一緒に遊んでくれるんだよ!
イタズラとおしゃべりが大の得
意!
あちこち探検するのが大好きなん
だけど、もし探検しすぎて泣いてい
たら優しくママやパパの所へ連れ
てってね!笑



萬歳 岳 くん
令和3年7月29日生／谷地

こども園のおともだち

令和6年度のこども園のおともだちは、
元気いっぱい
そら組の皆さんを
紹介していきます。
お楽しみに!



戸籍の窓口 2月1日~2月29日

おくやみ 2件

氏名	年齢	地区
木村 甚一	95歳	生品
宮崎 アイ	105歳	川場湯原

※掲載を希望する方は、届出の際に申し出てください。

